

笠岡総合体育館使用料

使用区分／使用時間				昼間	夜間	全日
				9時～17時	17時～21時	9時～21時
				1時間ごと	1時間ごと	
メインアリーナ	専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	4,320	5,760	57,600
			その他	12,960	17,280	172,800
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	8,640	11,520	115,200
			その他	25,920	34,560	345,600
	部分使用	1/12 バド・卓球・ソフトバレー		360	480	4,800
		1/3 バレー		1,440	1,920	19,200
		1/2 バスケ・ソフトテニス		2,160	2,880	28,800
サブアリーナ	専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	1,080	1,440	14,400
			その他	3,240	4,320	43,200
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	2,160	2,880	28,800
			その他	6,480	8,640	86,400
	部分	1/3 バド・ソフトバレー		360	480	4,800

使用区分／使用時間	使用料	冷暖房
	9時～21時	9時～21時
	1時間ごと	1時間ごと
第2会議室	200	100
多目的室	480	200
本部室	100	100
温水シャワー	1人1回100（有料施設を使用しない場合）	

- (1) 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- (2) 使用時間は、準備・後片付けを含んだ時間とする。
- (3) 表に掲げる時間帯以外の時間に使用する場合は、午前9時以前は昼間分の、午後9時以降は夜間分の額を徴収する。
- (4) 本市の住民以外の者が使用する場合は、上記使用料の2倍の額を徴収する。
使用設備・冷暖房費は除く
- (5) 高校生以下の者が使用する場合は、上記使用料の2分の1の額を徴収する。
使用設備・冷暖房費は除く
- (6) 入場料等を徴収する場合は、当該使用料に最高入場料金等（税込）の50人分に相当する額を加算する。
- (7) サブアリーナにおいて電灯を使用しない場合は、当該使用料の3分の2の額を徴収する。
- (8) メインアリーナを専用使用する場合の冷房機使用は、1時間あたり7,000円
暖房機使用料は、1時間あたり5,000円とする。
- (9) サブアリーナを専用使用する場合の冷暖房機使用料は、1時間あたり800円とする。
- (10) 上記で計算した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

あぐりテニスコート使用料

使用区分／使用時間	使用料	夜間照明
	9時～21時	－
	1時間ごと	1時間ごと
1面当たり（最大8面）	640	480

- (1) 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- (2) 使用時間は、準備・後片付けを含んだ時間とする。
- (3) 表に掲げる時間帯以外の時間に使用する場合は、午前9時以前は昼間分の額を徴収する。
- (4) 本市の住民以外の者が使用する場合は、上記使用料の2倍の額を徴収する。
- (5) 高校生以下の者が使用する場合は、上記使用料の2分の1の額を徴収する。
ただし、夜間照明料金には適用しない。
- (6) 上記で計算した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。
- (7) 5面以上の予約の場合は専用使用とみなす。

トレーニングルーム使用料

1 定期利用

区分	種別	1カ月	3カ月	半年	年間
一般	全日	5,700	16,300	30,900	57,000
	平日	4,400	12,600	24,100	44,000
中高生 障がい者	全日	4,500	12,600	24,900	45,000
	平日	3,500	10,100	18,900	35,000

2 スタジオ（教室）利用

区分	1カ月
一般	4,800
中高生・障がい者	3,800

3 一時利用

区分	1日
一般	1,000
中高生・障がい者	800